独立行政法人統計センター役員報酬等の支給基準の改正（概要）

１　役員報酬改定の方針

(1)　独立行政法人統計センター役員報酬規程（規程第 17 号）について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（指定職相当）に準じて改定を行う。
（いわゆる「給与構造の抜本的改革」相当分）

２　役員報酬改定の内容

(1) 役員俸給の改正（指定職相当）

・役員俸給月額の改正

(2) 手当関係

・調整手当を廃止し、地域手当を新設（12% → 18%　経過措置により段階的に変更）

(3) 非常勤役員手当の改正

・非常勤役員手当日額の改正（委員、顧問、参与等相当）
（現行）３７，８００円　→　（改正）３５，３００円
（△２，５００円）

(4) その他

・引き続き就任する役員に対する経過措置を実施（現給保障）

３　実施時期等

・平成 18 年４月１日